

札幌市出資団体評価委員会の設置について

1 背景

本市出資団体の在り方については、所管局による指導調整や札幌市出資団体評価システム要綱に基づく内部評価によって、従来から検討を続けてきた。

しかしながら、今日、本市出資団体を取り巻く社会経済状況は、規制緩和などに伴う公的サービスの担い手の多様化や、厳しい財政状況を背景とした団体運営の一層の効率化の要請など大きく変化してきており、出資団体の在り方について見直しが求められている。

2 目的

出資団体の今後の在り方を検討するため、経済効率性、市民サービス等の観点から、出資団体を専門的かつ客観的に評価することを目的として、札幌市出資団体評価委員会を設置した。

(札幌市出資団体評価委員会設置要綱は別紙1のとおり)

3 委員就任予定者

委員会は、地方自治制度に精通している学識経験者、財務会計の実務家、法律の実務家、評価についての見識があり、評価の実績を有する者、企業経営者といった五つの分野から選任した5人の委員で構成する。

(委員就任予定者名簿は別紙2のとおり)

4 評価対象

札幌市出資団体評価委員会が評価の対象とする出資団体は、指定団体を予定している。指定団体とは次のとおりである。(平成16年4月1日現在、指定団体は40団体)

本市が資本金等の4分の1以上を出資している法人

本市の出資割合、財政的援助の状況等を考慮して、総務局長が指定する法人

5 評価時期

委員会は、評価結果を最終報告書に取りまとめ、平成16年度内に市長に報告する予定である。

6 委嘱状交付式及び第1回会議

(1) 日時 平成16年5月13日(木) 午後6時

(2) 場所 本庁18階 第四常任委員会会議室

(3) 会議内容予定

ア 委嘱状交付式

イ 第1回会議

- ・ 委員長の選出
- ・ 出資団体の概要について
- ・ 評価の対象となる出資団体について
- ・ 評価の進め方及び会議の日程について

【担当課：都市経営課 TEL 2 1 1 - 2 1 7 7】

(別紙1)

札幌市出資団体評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、出資団体の今後の在り方を検討するため、経済効率性、市民サービス等の観点から、出資団体を専門的かつ客観的に評価することを目的として、札幌市出資団体評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の構成等)

第2条 委員会は、地方自治制度に精通している学識経験者、財務会計の実務家、法律の実務家、企業経営者等から選任した5人以内の委員で構成する。

2 委員の任期は、委員委嘱の日から市長に評価結果を報告する日までとする。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(評価の対象)

第3条 委員会が評価の対象とする出資団体の範囲は、「札幌市出資団体の指導調整事務実施要綱」(昭和60年8月24日市長決裁)第2条に定める指定団体とする。ただし、委員会は、委員会が評価を不要と認めた指定団体を評価の対象から除くことができる。

(委員会の運営)

第4条 委員長は、会議を招集し、主宰するとともに会務を総理する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、指定団体の所管局、指定団体その他関係者に資料の提出又は意見の表明を求めることができる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の定足数)

第5条 委員会は、3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、指定団体の評価その他の委員会が定める重要事項の審議を行う場合には、全員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員会の議決)

第6条 前条に規定する委員会が定める重要事項の決定は合議によるものとし、その他の事項については、過半数でこれを決する。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開を原則とする。ただし、指定団体の評価に関する審議を行う場合その他の委員会において公開を不相当と認める場合は、この限りでない。

(秘密を守る義務)

第 8 条 委員は、その立場を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の任期終了後も、また、同様とする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、総務局行政部都市経営課において処理する。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会で協議し、決定する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 4 月 23 日から施行する。

(別紙2)

札幌市出資団体評価委員会委員就任予定者名簿

氏名	所属	選任分野
みやわき 宮脇 あつし 淳	北海道大学大学院 法学研究科教授	地方自治制度に精通 している学識経験者
こでら 小寺 まさし 正史	弁護士法人 小寺・松田法律事務所 代表社員	法律の実務家 (弁護士)
みずの 水野 かつや 克也	税理士法人 札幌中央会計 代表社員	財務会計の実務家 (公認会計士)
いしもと 石本 れいこ 玲子	株式会社電通北海道 マーケティングクリエイティブ室 ディレクター	評価について見識と 実績を有する方
よこやま 横山 きよし 清	株式会社アークス 代表取締役社長	企業経営者